

地方独立行政法人会計基準の改訂について

平成23年2月28日

地方独立行政法人会計基準等研究会

1 会計基準改訂の基本的考え方

(1) 金融商品の時価等の開示に関する注記

企業会計においては、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、金融商品の状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図ることが求められたところであるが、地方独立行政法人の金融資産については、その有効活用を図る観点等から時価等を開示することが必要であると考えられる。

(2) 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

企業会計においては、一定の不動産について、その時価を開示することが投資情報として一定の意義があるとの考え方から、賃貸等不動産の時価等に関する事項の開示の充実を図ることが求められたところである。地方独立行政法人の賃貸等不動産の中には、政策目的に基づき保有するものもあり、必ずしも賃貸収益やキャピタルゲインの獲得自体を目的としていないものも存在するが、このような不動産についても、その有効活用を図る観点等から時価等を開示することが必要であると考えられる。

(3) 資産除去債務に関する会計基準

企業会計においては、将来の有形固定資産の除去のための債務に関する支出を有形固定資産の取得時にあらかじめ見積り、その割引現在価値を負債として計上するとともに有形固定資産の取得原価に算入し、資産の耐用年数にわたって費用処理することが求められたところであるが、地方独立行政法人の有形固定資産の除去費用等についても、企業会計と同様の会計処理を行うことが必要と考えられる一方、当該除去費用等の中には、対応する収益の獲得が予定されないものが存在することから、(国の)独立行政法人に適用される基準にならい、このようなものとして設立団体により特定された除去費用等については、損益計算上の費用に計上せず、資本剰余金を減額することが適当と考えられる。

なお、公営企業型地方独立行政法人については、原則として独立採算により運営されることとしつつ、「その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることができない経費」や「当該公営企業型地方独

立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」について設立団体が負担するものとされている等、公営企業型地方独立行政法人の特性を踏まえ、必要な調整を図ることとした。

(4) その他

連結財務諸表作成時の地方独立行政法人及び持分法適用会社の会計処理の統一、連結損益計算書における表示区分の追加について、企業会計の最新の基準の考え方を可能な限り取り込み改訂を行うこととした。

また、企業会計において、所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借取引に準ずる会計処理が廃止されたことに伴い、所要の見直しを行うこととした。

2 適用時期

改訂後の基準及び注解は、平成23事業年度から適用することが適切である。ただし、「地方独立行政法人（公営企業型を除く）に適用される会計基準及び注解」第78（注解53及び54）並びに「公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解」第77（注解56及び57）の規定については、平成22事業年度から適用すること、その他の基準及び注解の改訂については、法人が希望する場合は、平成22事業年度からの早期適用も可能とすることが適切である。